

プロパルギットに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年4月7日～令和3年5月6日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
【意見1】 農薬取締法によれば、原則、人畜に被害をもたらすおそれがある場合は、農薬登録はできないが、実態上は、適切な農薬使用のもとであれば、安全係数100で除しているので「被害のおそれはない」として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許されてきている。省令で法の趣旨が損なわれている典型事例。 今回の案件でも、成分自体に発がんリスクがあってもADIは設定できるし、100（今回は一部で300）の安全係数を使ったADIなので、それ以下なら問題ないと結論付けている。 承認農薬の成分数だけで1,842種に上っており、添加物（829種）、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え、ゲノム編集成分など、全部合わせればどんな数字になるのか。そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。 複合効果を検証しろと意見を出しても「世界的機関でその必要性はないと言われているし、複合効果の検証方法は確立されていないので」どまり。 複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするとともに、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。	・食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 ・ラットにおいて、発がん性試験で空腸未分化肉腫（カハールの間質細胞由来）の発生頻度増加が認められましたが、その他の動物種では発がん性は認められず、遺伝毒性は認められなかったことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えました。 各試験で得られた無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①における無毒性量2 mg/kg体重/日でしたが、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験①において、全投与群の雌で空腸未分化肉腫の発生が認められ、無毒性量が設定できませんでした（2.95 mg/kg体重/日未満）。最小毒性量において認められた腫瘍の発生は1例のみであり、前癌病変も認められなかったことから、この毒性影響は軽度であると考えられ、追加の安全係数は3とすることが妥当であると判断しました。 食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されと考えています。 ・複数の化合物へのばく露については、現
【意見2】 以前この成分によって体調不良が出た者です。特に神経への異常をきたしました。原因が分かってから使用を中止し、体調が	

改善しました。国で危険な成分の使用を制限しなくては、知らず知らずのうちに国民が危険にさらされます。国で危険性を実験、把握し、使用を中止すべきです。最近では民間でも殺虫剤の危険性への関心は確実に高まっています。民間で実験や議論が行われ、危険性が明らかになった場合、最終的に被害にあった方々の責任をとりきれのでしょうか。被害が明らかにならないから、使用を許可するのではなく、危険性があるなら国で使用を制限するべきです。どうか手遅れになる前に、小さな声に耳を傾けてください。	段階では、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。 ・農薬の登録及び残留基準に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に情報提供いたします。
---	---

※頂いたものをそのまま掲載しています。